

経営事項審査の改正に伴う 施行日前後の取扱いについて



北海道行政書士会 業務部

標題の件について、北海道建設部建設管理局から下記のとおり取扱う旨の連絡がありましたので、会員皆様にお知らせします。

建情第 1055 号
平成23年 1月21日

各建設業団体の長 様
北海道行政書士会長

北海道建設部建設管理局建設情報課長

経営事項審査の改正に伴う施行日前後の取扱いについて
日頃から北海道の建設行政に対し、ご支援・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、平成23年4月1日より、経営事項審査が改正され、新しい基準による審査が始まります。
つきましては、次のとおり取扱いますので、貴傘下団体及び会員の方へご周知願います。

記

1 旧基準による経営事項審査の取扱い

原則、旧基準による経営事項審査申請については、平成23年2月28日(月)を以て受付を終了
します。

ただし、平成23年3～4月中に経審の有効期限が切れる場合（直近の審査基準日が平成21年8～9月中）においても、遅くとも平成23年3月11日(金)までに申請窓口である各総合振興局等にて申請受理されるよう、よろしくお願いいたします。

また、結果通知書については、3月中(予定)に申請者あて発送致します。

2 新基準による経営事項審査の取扱い

平成23年4月1日以降、申請窓口である各総合振興局等にて申請受理したのものについては、すべて新基準となります。

また、結果通知書については、5月以降(予定)に発送致します。

(担当：建設業G主査(建設業審査))